

松戸市は甲状腺エコー検査を助成、流山市は動かず

福島原発事故によって、流山など東葛の地域は放射能汚染地帯となりました。流山は、ほとんどのエリアが事故初年度の文科省調査で6万ベクレル～10万ベクレル/m²。空間線量を測ると2～3マイクロシーベルト、高いところでは16マイクロシーベルト毎時などという地点もあり、放射線管理区域の線量を超えている実態が明らかになりました。子どもたちの健康への影響が懸念される線量です。

母親たちは健康調査を求めて、国や自治体と話し合いを行ってきました。並行して、子どもの健康への影響という問題の性格上、行政の取り組みを待ってられないと、自分たちで健康調査の基金を立ち上げました。そして、この分野の第一人者の医師の協力を得て、エコー検査などを実行し始めました。



折しも福島の県民健康調査では、子どもの甲状腺がんの多発が明らかとなりました。10万人に1人が定説だったのに、事故後は28万7千人の調査で89人、100万人に310人も発見されるという異常事態です。行政は、事故前から生じて

いた甲状腺がんがスクリーニング検査で多く見つかっただけと言い、過剰診療の結果だとさえ強弁しましたが、こうした不誠実な説明は市民の不信を増大させただけでした。

事態を受け、東葛地域でも、我孫子市や松戸市が甲状腺の検査に乗りだしました。中でも松戸市の取り組みは画期的です。原発事故当時18歳以下だった子どもを対象に、放射性ヨウ素の初期被曝の影響を調べるために甲状腺のエコー検査を行い、助成金を出す。助成額は1人3000円、生活保護世帯や非課税世帯は1人6000円というもの。

ところが、同じ東葛地域で松戸市よりも汚染の範囲が広い流山市は、阿部治正の議会での数度にわたる要求、母親たちの願いに対して耳を傾けようとしていません。「専門機関が必要無しと言っている」と答弁するだけで、何故、という理由で、という具体的な問いに対する具体的な回答は一切無しです。市が専門機関と言っているのは、もちろん国策べったりの御用機関です。

他方で流山市は、市民の声に押されて、国に対して健康調査実施の要望を行わざるを得ませんでした。「必要でない」という見解と国への要望が矛盾していることを指摘されても、「流山市独自の健康調査は必要ではない」と苦しい紛れの答弁を繰り返すのみ。子どもの健康を案じる母親たちの真剣な思いにこたえる姿勢は全く見られません。

阿部はるまきの市政報告

H P : www.abeharumasa.jp E-mail: abe@union.email.ne.jp
〒270-0192 流山市平和台 1-1-1 流山市議会

2014年夏号
流山市議会
社民党

安心してできる介護の仕組みづくりを 国の制度改悪に抗して特養待機者解消、軽度者への支援の継続を

■反対無視し、介護保険制度の改悪法が国会で成立！

先の国会で介護保険制度の改悪案が成立してしまいました。特別養護老人ホームに入れる人を、これまでの要介護度1以上から要介護度3以上の人に引き上げて制限する、要支援の人への通所と訪問の介護サービスは介護保険制度から外してボランティアなどに任せる、低所得の方への支援を減らす等々という内容です。

国は、施設から在宅へ、自助と共助が重要だと言います。しかし、そもそも介護保険制度は、介護を個々の家庭に任せておいた結果、様々な社会矛盾が噴出したからこそ、「介護の社会化」が必要だとしてつくられた制度です。この制度を切り縮めることは、介護が必要なお年寄りとその家族の安心を奪います。個々の家族が困難な状況に追いやられれば、地域社会そのものも疲弊してしまいます。

■特養の入所者制限、要支援者へのサービスを切り捨て！

流山市内の特養待機者は、500名を超える状況が続いています。今年度は定員100名ほどの特養の開設が目指されていますが、不足を補うにはまったく不十分です。国は、待機者問題を施設の確保によってではなく、入所資格者を制限することで、見かけの上だけで改善しようとしています。市は、こうした政策に追随するのではなく、国の介護切り捨てに市民とともに強く異議申し立てをする必要があります。

要支援のお年寄りへの介護サービスの責任を国から自治体に移し、さらにボランティア等に任せるやり方には、国の審議会の中でも多くの専門家が批判の声をあげました。自治体間でサービスの格差が生じる。要支援のお年寄りには認知症の方が多く、また家族関係への配慮も大切で、専門職の介護が必要。事故への対応や個人情報の扱いのためにも、専門のヘルパーやケアマネが対応するべき。介護を受ける権利を



奪い、介護保険制度の信頼を揺るがすことになる等々というもので、いずれも正当な批判です。

■消費税増税は社会保障のためではなかったのか？

しかも、社会保障を持続可能なものにするためと唱えて、消費税の増税を行った直後の介護保険制度の改悪です。一体、増税分はどこに行くのでしょうか。いま国は、浪費型公共事業の大盤振る舞いを行い、大企業減税を実施しようとしています。社会保障や福祉のため、は全くの偽りであったことが明らかになりました。

介護保険制度は、出発の時から財源がネックだと言われていました。自助と互助、市場からのサービス供給が強調され、国の財政支出の増大を抑制することが意図されました。そして加入者が支払う保険料と提供されるサービスの量や質が連動する仕組みが目指されました。

しかし国民の暮らしを支える社会保障や福祉は、そもそも個人や個々の家庭では担いきれないからこそ、国や自治体の仕事として位置づけられてきました。これを、国や自治体の仕事への住民の発言権や関与の抜本的な拡大・強化ではなく、新しい公（おおやけ）などと言ってボランティアなどに押しつけることは、むしろボランティア活動の意義を矮小化するものです。

市民の陳情、市議会も国に意見書を提出

集団的自衛権行使容認は慎重に協議を

6月市議会に市民から、集団的自衛権行使容認に慎重な協議を求める陳情が提出されました。市議会でも可決し、市議会としても趣旨の意見書を国に提出しました。阿部治正はこの問題を次のように考えます。←

■国民多数の声を無視して閣議決定を強行

7月1日、安倍内閣が集団的自衛権行使容認の閣議決定を強行しました。首相は集団的自衛権の行使は「限定的」「自衛権の範囲内」と言いますが、本当でしょうか。自民党政権の中で外交や防衛政策をつつてきた元官僚たちでさえが言っています。集団的自衛権の行使とは、日本が攻撃されていないにもかかわらず、第三国同士の戦争に日本が参戦していくことだと。

■クーデターに等しい安倍内閣の解釈改悪

だからこそ歴代の政権は、集団的自衛権行使は現憲法下では認められないとしてきました。数十年の国民的議論の中で確立されてきた立場を閣議決定で変更することは、憲法の実質停止を狙うものです。また一内閣が好き勝手に解釈を180度変えることが許されるのであれば、憲法は権力を制限するものだとする立憲主義の考えは否定されてしまいます。

■他国の脅威を煽る政府を信用してよいか

安倍首相が拠り所としているのは、中



国脅威論のようです。しかしこの脅威論は、動かしがたい現実ではなく、市民の行動により変えることができる現実です。首相らが言うように中国のリーダーたちが膨張主義に走るなら、世界の民衆と中国の民衆とが手を繋いでそれを抑えていく必要があります。

他方、中国の人々からすれば米国や日本などの行動、特に日本が唱える反中国包囲網づくりは大きな脅威に見えるはずで、日本や米国等々の民衆は、やはり手を取り合ってそれぞれの政府の反中国政策に反対し、押さえ込む必要があります。

■国を超えた共通の利益を重視し、市民の連携をつくらう

国家間の利害対立の解決を、国の為政者、とりわけ軍隊の力に任せることは、数々の悲劇を生みました。彼らは、自分たちの政治的な立場を有利にするために、紛争を作り出すことさえ厭いません。

対立する国の市民同士が、自国の政府が唱える一面的な国益論やナショナリズムの押しつけを許さず、国を越えた共通の利益を重視せよと迫り、相互の市民的な交流や連携をつくりだしていくことこそ、平和の真の拠り所です。

小中併設校建設―議会開く度に事業費が増大 教育環境の格差拡大は許されない

大丈夫が、体育館の建替と合わせ190億円超の建設事業

●6月議会でとうとう138億円超に―当初より20億円増



市が併設校建設計画を最初に公表したとき、事業費は120億円でした。ところがその後、3ヶ月ごとの議会が開かれる度に、事業費が数億円ずつ増え、今年

6月定例会ではとうとう138億円を超えました。体育館建替えと合わせれば、190億円を越えます。

それにともなって、市の貯金である財政調整積み立て基金が取り崩され、市の借金である市債の発行が増大しています。市は、市の財政に問題は無いと言いますが、楽観は出来ない状況です。

市長は「1円もムダにしない」のスローガンを掲げて選挙をし、市民はそれを信じて市政を託したはず。過去の市政の財政運営に過剰に厳しかった市長は、今何故、自分の財政運営には寛大なのでしょう。

●原因は非教育的な思惑を優先させた事業計画にある

計画は、当初から議会の中からの批判を受けていました。計画地周辺で子どもの数が増えていることから、学校建設は必要です。しかし何故、併設校なのか、UR都市機構への丸投げ委託なのか、校舎の仕様やデザインが華美に過ぎるのではないかと等々の批判です。

市は、併設校の方が安上がり、URだと建設費などを立替えてくれ割賦払いが可能、安倍政権下の公共事業拡大策で国のお金を多く受けることが出来る等々と弁解をしてきました。

しかし、安倍政権の公共事業大盤振る舞いは、逆に建設資材の高騰、技能者不足で、事業費を膨れあがらせました。市が期待していた国からのお金も、他の自治体の公共事業と競合して、思ったように入ってきませんでした。すべてが、市の期待を裏切る結果です。

学校建設の必要性だけを見据えて、実直な教育施策を行えばよかったのです。ところが、それ以外の動機、つまり華美なデザインの新設校で人々の歓心を買おう、おおたかの森周辺に人をさらに呼び込もう、開校時期は選挙運動の真っ最中などという非教育的な思惑に走ったが故に、この結果となっているのです。

●既設学校との格差の是正要求を議会が決議

流山市議会は、6月定例会において、学校間の格差の解消を求める決議をしました。このまま来年の4月の新設校の開校を迎えれば、古い既設校に学ぶ子どもたちとの間に、大きな教育環境格差が発生してしまうことを懸念したからです。

決議は、阿部治正も所属をする教育福祉委員会が学校間格差解消を目的に既設校の視察を行い、その結果を全議員に問い、全会一致の賛成を得られたものです。以下に決議文を掲載します。

公立小中学校間格差の解消を図ることを求める決議

つくばエクスプレス沿線整備の中心地となる新市街地地区に建設中の（仮称）おおたかの森小中学校併設校は、平成27年4月開校を目指して建設が進められており、本市としては実に30年ぶりの新設校となる。新設校に関しては時代に合わせた最新の設備が整えられることから、児童生徒並びに保護者の期待も大きい。

一方、既存校23校に関しては平成22年度に東葛地域の近隣市に先駆けて全小中学校の施設耐震化を実施したほか、児童生徒、保護者、議会からの強い求めに応じ、本年は既存の中学校に、来年は小学校の全教室にエアコンを設置することが計画されている。

しかしながら、既存校の現状について詳細を見てみると、建築年数が一番古いものに関しては昭和30年代中期であり、児童生徒の日常活動に悪影響を及ぼすような状況の施設もある。流山市の目指す「学ぶここにたえる、流山市。」を実現するために、関係当局並びに教育委員会は、下記の点に留意し、課題解決に向けた取り組みを具体化されたい。

記

1 施設が未改修の建築年数が50年を超える学校校舎の改修建替計画を早急に策定されたい。

2 既存23校の施設整備については、平成27年4月開校の小中学校併設校の施設整備と比較をしても遜色のない環境となるよう努められたい。

3 学校は、児童生徒の日常生活と安全に関わることから施設全般の老朽化対策について、計画を早急に策定されたい。

以上、ここに決議する。



●地震、水害など大規模災害の危機が高まっている

2011年の東日本大震災により、日本列島での地震活動が活発化していることが知られるようになりました。首都直下、東海地震、南海地震等の発生確率も見直され、それぞれが一体化・連動して起こる可能性も取り沙汰されています。

政府の地震調査委員会は、今後30年以内の各地震の想定を以下の様に述べています。

相模トラフのマグニチュード（M）7級が70%、平均間隔が27.5年に1回。M8級が5%、間隔は390年に1回。南海トラフ巨大地震（M8～9級）は70%、首都直下型地震（M7級）も同70%。

巨大地震を経験せずに済むかもと考えていた世代の者にも、今は身に降りかかる可能性大のリアリティのある話となりました。また地震に加え集中豪雨



や竜巻などが予想外の場所や時期に起こるようになり、災害への備えが重要となっています。

こうした中で自治体の震災対策も重要性を増しています。

●市民目線で実効性のある防災対策を

流山市は2012年8月に新たな地域防災計画を策定しました。地震、風水害、大規模事故災害、複合災害など広範囲な災害を想定した膨大な計画書も公表されました。

しかし問題は、具体的な実効性がともなうかどうかです。この点では、市の計画は道半ば、と言うより、様々な欠陥を抱えていると言わざるを得ません。

それを明らかにしたのが、昨年の総合防災訓練にまつわる数々の失態です。実際の防災において重要な役割を果たす消防本部との意思疎通も不十分、消防団への連絡もきちんと行わず、市議会にも直前まで知らせず、2015年度中にも体育館建設で無くなる陸上競技場を訓練ヘリコプターの離着陸場とするなど、本気で防災を考えているのかを疑いたくなる問題が噴出しました。また市と独法・防災科技研との間で進めてきた官民協働危機管理クラウドシステムが、直前になって両者のコンピューターのオペレーションシステムが異なっていたことが明らかになり頓挫したことも、市民を唖然とさせました。

すべてこうしたことが起きたのは、偶然ではありません。市は防災危機管理課の課長として防衛省・自衛隊の出身者を招きましたが、自衛隊は防災の専

門家ではありません。隊員は災害時に様々な活動に動員されますが、それは長く自衛隊の本務ではなく余技とされてきました。軍事訓練の一環として、また国



民に自衛隊の存在を受容させる目的のもとに行われてきたのです。阪神淡路大震災や東日本大震災を受けて、形式の上では本務扱いとなりましたが、本来の任務と見なされていない点は変わりません。

多くの自衛隊員は、災害活動に真剣に、自己犠牲的に取り組み、自分たちの存在意義をその中で感じているはずですが、国の位置づけがこれでは自衛隊員も報われません。

昨年に問題となった防災事業の数々の失態は、防災のプロでない者を防災の責任者として安易に招いたことに、大きな原因があることは明らかです。市は今年度も自衛隊出身者を防災対策の責任者の任に付けましたが、同じ轍を踏んではいけません。

誰がその仕事の先頭に立つにせよ、防災事業は防災を本務として深く理解し、地域の実情を熟知し、実際の活動に従事する人々と連携が取れる者でなければ話になりません。

●各自治会に1人の防災士を、防災士の資格取得の支援を

市内には自治会単位の自主防災組織が122団体あります。地域の防災体制づくりや防災訓練などを行い、資機材の整備について市の補助も受けていますが、活発な団体とそうでない団体とがあります。

そこで、6月議会において、自主防災組織の防災力を高め、活発な活動を保障する一助として、ひとつの防災組織に1人の防災士を置くことを目指してはどうかと市に提案をしました。

防災士とは、社会の様々な場で減災と社会の防災力向上のための活動が期待され、そのための十分な意識・知識・技能を有する者として、NPO法人日本防災士機構に認定された人です。

防災で決定的な役割を果たすのは行政ですが、それだけでは住民の命や健康が守れないのも事実です。

176自治体へ資格取得に要する費用6万円を補助すると1056万円です。自主防災活動への支援の一環として、防災士資格取得への市の補助を求めます。



急がれる防災対策―市民目線と現場重視で行え